

東京都中央卸売市場 葛西市場 花き仲卸業者募集要項

葛西市場花き仲卸業者の募集については、東京都中央卸売市場条例及び同施行規則に基づくほか、この要項による。

第1 市場の名称及び位置

東京都中央卸売市場葛西市場

東京都江戸川区臨海町3丁目4番1号

第2 募集者数

1事業者

第3 募集施設（位置は別図を参照）

募集施設は下記のとおりとします。ただし、空調用の室外機を置く場合は、室外機置場（1m²あたり838円）を使用できます。

なお、以下の施設は合わせて使用いただきます。

- ・花き棟3階 仲卸業者売場2号店舗 86.6m²（月額189,654円）
- ・花き棟3階 第2荷捌場（店舗裏） 20.4m²（月額11,322円）
- ・花き棟4階 仲卸業者2号事務室（店舗2階）41.0m²（月額92,332円）

当該施設には、前使用者の造作物として、施設内水道設備及び空調配管設備があり、それらを承継することを条件とします。

第4 応募方法

応募者は、葛西市場花き仲卸業者応募書類（別紙1）に、（別紙2）に記す書類を添付し、提出してください。

なお、提出書類は合否にかかわらず返還いたしません。

応募書類は東京都事務室にて配布するほか、東京都中央卸売市場ホームページにも掲載しています。

1 応募期間

令和8年2月13日（金）から2月27日（金）まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)

2 受付時間

午前9時から午後3時まで

3 受付場所

東京都江戸川区臨海町3丁目4番1号

東京都中央卸売市場葛西市場 東京都事務室（管理棟6階）

第5 応募資格要件

1 応募者が個人である場合

次の（1）から（4）までの全ての項目について要件を満たす者であること。

（1）売上高については、以下アかイのいずれかを満たす者

ア 過去1年間の売上高が5億円以上の者又は許可後1年間で5億円以上の売上高が見込める者

イ アの取扱金額基準を満たさない者であっても、当該市場の活性化に寄与することが見込める者、又は将来、既存の業者との統合合併等によりアの基準に達することが見込める者

（2）許可後6か月以内に応募者が法人の代表者となって法人化できることを誓約できる者

（3）業務資金を500万円以上有していること

（4）代表者が花きの市場取引業務に5年以上の経験を有すること

2 応募者が法人である場合

次の（1）から（4）までの全ての項目について要件を満たす法人であること。

（1）売上高については、以下アかイのいずれかを満たす者

ア 過去1年間の売上高が5億円以上の者又は許可後1年間で5億円以上の売上高が見込める者

イ アの取扱金額基準を満たさない者であっても、当該市場の活性化に寄与することが見込める者、又は将来、既存の業者との統合合併等によりアの基準に達することが見込める者

（2）業務資金を500万円以上有し、資本金が500万円以上である者。ただし、現に東京都中央卸売市場の法人仲卸業者であって、当該市場への出店を希望する者は、資本金（出資金）1000万円以上を有し、かつ前年中の買受金額が花き仲卸業者の買受金額の平均以上であること。

（3）法人の代表者が花きの市場取引業務に5年以上の経験を有すること。

第6 欠格条項

応募者（法人の場合は、その業務を執行する役員）が次の事項に該当するときは、応募できません。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

ウ 中央卸売市場の市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

エ 暴力団員等である者

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき
カ その業務活動について暴力団員等による支配を受けている者であると認められるとき
※暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第二条第6号に規定する暴力団員

第7 選考方法

応募者の選考は、次により行います。

1 書類審査

応募時の提出書類

2 面接

市場関係法規・商品知識・経営状況・経営姿勢・将来性・市場に対する理解度・協調性等について、口述式により行います。

第8 口述選考の日時及び場所（予定）

1 日時 令和8年3月中旬 書面により通知します。

2 場所 東京都江戸川区臨海町3丁目4番1号

東京都中央卸売市場葛西市場 東京都会議室（管理棟6階）

第9 選考結果

応募者への合否の通知は、面接実施から2週間を目途に書面で通知します。

第10 許可の内定

- 1 この選考により合格した者は、仲卸業者として内定したものとします。ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反したときは、許可の内定を取り消すことがあります。
- 2 条例に基づく施設の使用の許可の手続きは、業務開始時までにあらためて行います。
- 3 市場施設の使用を開始する前に、保証金を都に預託していただきます（月額使用料の4倍。ただし、1,000円未満切り捨て）
- 4 営業に必要な設備等は、条例等に基づく使用許可を受けた後、造作工事の承認を受けた上で、内定者が自身の負担で施工してください。

第11 応募希望者説明会

募集対象施設の見学を実施しますので、応募を予定している方は、必ず説明会にご出席ください。

なお、会場の都合により参加者は1事業者2名までといたします。

1 日時 令和8年2月12日（木）午前10時から

2 場所 東京都江戸川区臨海町3丁目4番1号

東京都中央卸売市場葛西市場内 東京都会議室（管理棟6階）

第12 問合せ先

東京都江戸川区臨海町3丁目4番1号

東京都中央卸売市場葛西市場

電話（03）3878-2000